

# 三島市スマートシティ推進協議会 設立総会

日時：令和2年8月17日（月）午後3時

場所：三島市社会福祉会館 4階 大会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 議題
  - 第1号議案 三島市スマートシティ推進協議会規約（案）について
  - 第2号議案 幹事会の設置について
  - 報告事項 今後の予定について
- 5 基調講演
  - 演題 with コロナの情報社会論からスマートシティを展望する
  - 講師 武蔵大学 教授 庄司昌彦氏（三島市情報戦略アドバイザー）
- 6 意見交換
- 7 閉会

(白紙)

## 三島市スマートシティ推進協議会 会員名簿

(令和2年8月17日現在)

### 【会員】

No.	団体名・法人名	備考
1	三島市	会長：三島市長
2	三島市教育委員会	
3	三島商工会議所	
4	一般社団法人三島市観光協会	
5	三島函南農業協同組合	
6	一般社団法人美しい伊豆創造センター	
7	一般財団法人企業経営研究所	
8	東海税理士会三島支部	
9	静岡県中小企業団体中央会東部事務所	
10	伊豆箱根鉄道株式会社	
11	株式会社アーティスティックス	
12	株式会社アイ・エス・ビー	
13	株式会社アイティエス	
14	株式会社オフィスタグ	
15	株式会社 Geolocation Technology	
16	株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	
17	株式会社ドウシステム	
18	株式会社ドコモCS東海 静岡支店 法人営業部	
19	西日本電信電話株式会社 静岡支店	
20	ミサワホーム株式会社	

【アドバイザー】 三島市情報戦略アドバイザー 庄司昌彦先生  
(武蔵大学社会学部教授、内閣官房オープンデータ伝道師)

【オブザーバー】 静岡県東部地域局

【事務局】 三島市企画戦略部広報情報課デジタル戦略室

## 第1号議案 三島市スマートシティ推進協議会規約について

### 三島市スマートシティ推進協議会規約―(案)―

(名称)

第1条 本会は、三島市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三島市（以下「市」という。）において、産官学民団体が保有するデータを適正かつ効果的に活用することによって、市の地域課題の解決を図るスマートシティの構築に一体となって取り組むことにより、活力にあふれ、創造性豊かなまちを実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を連携して行う。

- (1) 前条に賛同する産官学民団体（以下「会員」という。）が相互に情報交換や共有を行うこと。
- (2) スマートシティの実現に向けた実証事業の推進に関すること。
- (3) 市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 協議会は、目的に賛同する企業、団体、地方公共団体等の会員により組織する。

- 2 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を会長宛てに提出しなければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、書面により会長宛てに届け出るものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったとき又はその他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第5条 協議会の会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、三島市長をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、会員、事務局、アドバイザー及びオブザーバーが参加可能とする。
- 3 総会においては、会長が議長となる。ただし、欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 4 総会は、協議会の運営に関する重要事項について審議する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営に関して必要な調整等を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会員の中から会長が指名する者で構成する。

(部会)

第10条 活動の必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、特定の事項の調査、検討等を行う。
- 3 部会の構成員は、会員又は会員の推薦を受けた者をもって充てる。
- 4 必要に応じて、部会の会務を総括するため部会長1名を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を三島市企画戦略部広報情報課デジタル戦略室に置く。

(秘密保持)

第12条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容または他の会員（以下「開示者」という。）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日（令和2年8月17日）から施行する。

## 第2号議案 幹事会の設置について

三島市スマートシティ推進協議会規約(案)第9条の規定に基づき、協議会の円滑な運営に関して必要な調整等を行うため、幹事会を設置する。

また、同条第2項の規定に基づき、幹事会の構成員は、会員の中から会長が指名する。

## 報告事項 今後の予定について

令和2年度の事業予定は、次のとおりです。

### 1) 会員の募集

三島市公式ホームページに案内を掲載し、随時、会員の募集を行います。

### 2) 会員間の情報共有

事務局よりメール等で、会員の皆様にお知らせをお送りします。

会員間で共有したい情報や有益な情報、照会したい事項等がございましたら、事務局までご連絡ください。

### 3) データ利活用に関する勉強会の開催

10月にAIやIoTの活用に関する勉強会、令和3年2月にデータ利活用に関する勉強会を開催する予定です。

開催の1月前を目途に事務局からご案内いたします。

### 4) 三島市が実施するデータ利活用基盤実証事業の取組の共有及び今後の展開の検討

三島市では、10月から令和3年3月にかけて、IoT活用によるデータ利活用基盤の実証事業を予定しています。

この取組の内容等に関して、会員の皆様に共有するとともに、将来的に官民連携の情報プラットフォームの構築を目指して、今後の展開について、ご意見を伺いながら検討を進めていく予定です。

### 5) 三島市が作成する「(仮称)三島市ICT情報戦略計画案」に関する意見聴取

三島市では、スマート市役所の実現に向けた取組を計画的に推進するとともに、「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民が保有するデータの活用を進めるため、令和2年度内に「(仮称)三島市ICT情報戦略計画案」の作成を行います。

当該計画案の作成にあたり、三島市のスマートシティとしてのあり方や官民データの利活用について、ご意見を伺う予定です。